

平成24年9月定例会

過疎・人権対策特別委員会説明資料

部部部部部
社造境働備員
福創環労整委
健策民工土育
保政県商県教

目 次

I 提出予定案件	1
1 一般会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総括表	1
イ 部別主要事項説明	2
保健福祉部	2
2 その他の議案等	6
(1) 条例案	6

I 提出予定案件

1 一般会計予算 (1) 歳入歳出予算 ア 総括表 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一 般 財 源
				特 定 財 源							
				国 支 出 金	分 担 金 負 担 金	使 用 料 手 数 料	財 産 収 入	諸 収 入	繰 入 金	県 債	
保健福祉部	37,640,018	414,414	38,054,432	(38,323) 2,087,056	112,679	133,343	27,889	73,352	(305,738) 5,977,164		(70,353) 29,642,949
政策創造部	500	0	500								500
県民環境部	22,113	0	22,113					900	7,500		13,713
商工労働部	81,779	0	81,779	35,864							45,915
県土整備部	3,012	0	3,012						3,000		12
教育委員会	246,796	6,000	252,796	87,498				12,536	(6,000) 14,000		138,762
計	37,994,218	420,414	38,414,632	(38,323) 2,210,418	112,679	133,343	27,889	86,788	(311,738) 6,001,664		(70,353) 29,841,851

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 部別主要事項説明

保 健 福 祉 部

(ア) 一 般 会 計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
人 権 推 進 課	青 少 年 女 性 対 策 費	49,801	0	49,801	
	人権施策推進費	129,916	0	129,916	
人 権 推 進 課 計		179,717	0	179,717	
福祉こども局 地 域 福 祉 課	社会福祉総務費	131,809	0	131,809	
福祉こども局 地 域 福 祉 課 計		131,809	0	131,809	
福祉こども局 こども未来課	婦 人 保 護 費	55,221	2,906	58,127	① 婦人相談所運営費 (2,233) ② 国庫返納金 (673)
	児童福祉総務費	2,884,025	32,533	2,916,558	① 児童福祉法等施行事務費 (2,034) ② 特別保育対策費 (4,128) ア 保育対策等促進費補助金 3,610 イ 地域子育て支援環境創出交付金 518 ③ 一時保護所費 (5,927) ④ 国庫返納金 (20,444)

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
	児 童 措 置 費	2,453,243	70,000	2,523,243	① 児童保護措置費 (70,000) ア 児童福祉施設措置児童保護費負担金 70,000
	母 子 福 祉 費	1,093,964	0	1,093,964	
	児童福祉施設費	794,760	95,738	890,498	① 児童福祉施設整備事業費 (95,738) ア 保育所整備事業費補助金 53,056 イ 認定こども園整備事業費補助金 42,682
福祉こども局 こども未来課 計		7,281,213	201,177	7,482,390	
福祉こども局 障害福祉課	障害者福祉費	82,972	2,237	85,209	① 障害者地域生活支援費 (2,237)
福祉こども局 障害福祉課 計		82,972	2,237	85,209	
医療健康総局 医療政策課	医 務 費	1,475,161	211,000	1,686,161	① 医療衛生費 (211,000) ア 医療提供体制確保総合対策事業費 211,000
	保 健 師 等 指 導 管 理 費	505,415	0	505,415	
医療健康総局 医療政策課 計		1,980,576	211,000	2,191,576	

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医療健康総局 健康増進課	公衆衛生総務費	1,671,448	0	1,671,448	
	精神衛生費	26,514	0	26,514	
医療健康総局 健康増進課 計		1,697,962	0	1,697,962	
医療健康総局 長寿保険課	社会福祉総務費	375,000	0	375,000	
	老人福祉費	25,700,018	0	25,700,018	
	老人福祉施設費	210,751	0	210,751	
医療健康総局 長寿保険課 計		26,285,769	0	26,285,769	
保健福祉部 合 計		37,640,018	414,414	38,054,432	

教育委員会

(7) 一般会計

(単位：千円)

区 分	目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
学 校 政 策 課	教 育 指 導 費	119,902	6,000	125,902	① 生徒指導費 (6,000) ア いじめをなくす心と命の絆育成事業 6,000
学 校 政 策 課 計		119,902	6,000	125,902	
特別支援教育課	教 育 指 導 費	12,382	0	12,382	
特別支援教育課 計		12,382	0	12,382	
人 権 教 育 課	教 育 指 導 費	77,296	0	77,296	
人 権 教 育 課 計		77,296	0	77,296	
生涯学習政策課	社会教育総務費	37,216	0	37,216	
生涯学習政策課 計		37,216	0	37,216	
教 育 委 員 会 合 計		246,796	6,000	252,796	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 社会福祉法施行条例（福祉こども局地域福祉課）

(7) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める等の必要がある。

(4) 条例の概要

⑦ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準
- b. 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準
- c. 授産施設の設備及び運営に関する基準

⑧ 社会福祉法人に対する助成の申請手続等について定めることとした。

⑨ 次の条例は、廃止することとした。

- a. 生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例
- b. 社会福祉法人の助成に関する条例

(7) 施行期日

平成25年4月1日

イ 児童福祉法施行条例及び生活保護法施行条例の一部を改正する条例（福祉こども局こども未来課）

(7) 改正の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法及び生活保護法の一部が改正されたことに伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。

(4) 改正の概要

⑦ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- b. 指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の基準

- c. 指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
- d. 指定障害児入所施設の指定等に係る申請者の基準
- e. 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- f. 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- ④ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により生活保護法の一部が改正されたことに伴い、保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定めることとした。

- (り) 施行期日
平成25年4月1日

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（福祉こども局障害福祉課）

- (7) 制定の理由
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める必要がある。

- (4) 条例の概要
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により障害者自立支援法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 基準該当事業所に係る基準該当障害福祉サービスの人員、設備及び運営に関する基準
- b. 指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者の基準
- c. 指定障害者支援施設の指定等に係る申請者の基準
- d. 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- e. 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
- f. 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- g. 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
- h. 福祉ホームの設備及び運営に関する基準
- i. 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

- (り) 施行期日
平成25年4月1日

エ 医療法施行条例（医療健康総局医療政策課）

- (7) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により医療法の一部が改正されたことに伴い、病院等の人員及び施設の基準等について条例で定める必要がある。

(イ) 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により医療法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 病院等の既存の病床数等を算定するに当たっての補正の基準
- b. 病院等の専属薬剤師の設置の基準
- c. 病院等の人員及び施設の基準

(ウ) 施行期日

平成25年4月1日

オ 介護保険法施行条例（医療健康総局長寿保険課）

(7) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等について条例で定める等の必要がある。

(イ) 条例の概要

⑦ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- b. 基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- c. 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- d. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
- e. 介護老人保健施設の施設、人員、設備及び運営に関する基準
- f. 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- g. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

⑧ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により介護保険法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

- a. 指定居宅サービス事業者の指定等に係る申請者の基準
- b. 指定介護老人福祉施設の入所定員

c. 指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の基準

② その他所要の規定を設けることとした。

③ 徳島県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数及び関係人等に対する報酬に関する条例は、廃止することとした。

(ウ) 施行期日

平成25年4月1日

カ 老人福祉法施行条例（医療健康総局長寿保険課）

(ア) 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。

(イ) 条例の概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により老人福祉法の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる基準について条例で定めることとした。

a. 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

b. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(ウ) 施行期日

平成25年4月1日

キ 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例（労働雇用課）

(ア) 制定の理由

障害者の雇用の促進等について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の雇用の促進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の雇用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる社会の実現に寄与する必要がある。

(イ) 条例の概要

② この条例は、障害者の雇用の促進等について、基本理念を定め、並びに県の責務並びに事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の雇用の促進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の雇用の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって働く意欲のある障害者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

④ 障害者の雇用の促進等についての基本理念を定めることとした。

- ㉔ 県の責務並びに事業主、障害者雇用関係団体及び県民の役割を定めることとした。
- ㉕ 知事は、障害者の雇用の促進等に向けた取組について、総合的かつ計画的に推進するため、障害者の雇用の促進等に関する行動計画を定めるものとする事とした。
- ㉖ 県は、徳島県立学校において、在学する障害のある生徒が就労に必要な能力を習得するための教育の充実を図るものとする事とした。
- ㉗ 県は、障害者が職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練の充実を図るものとする事とした。
- ㉘ 県は、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、障害者が職業生活における自立を図るための就業の支援及び就業に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援に努めるものとする事とした。
- ㉙ 県は、障害者支援施設等において生産活動等に従事する障害者の就労の支援のため、自ら率先して障害者支援施設等から物品を買い入れ、又は役務の提供を受けることに努めるとともに、事業者に対して同様の措置を講ずるよう協力を求めるものとする事とした。
- ㉚ 県は、自ら率先して障害者を職員に採用するものとする事とした。
- ㉛ 県は、障害者の雇用及び就労に関し、事業主及び県民の理解を深めるため、関係行政機関及び障害者雇用関係団体と協力して啓発活動を行うものとする事とした。
- ㉜ 県は、障害者の雇用の促進等に著しく貢献した事業者等の顕彰に努めるものとする事とした。

- (ウ) 施行期日
公布の日から施行する。